「2025年春・日本留学＆就職フェア」

2025　Japan Education & Career Fair in Seoul

　――――――――――――――参加申込み・契約書――――――――――――――――

●就職分野申込書

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名・機関名 | （日本語）（英　語） |
| 住　　　所 |  |
| 電　　　話 |  |
| ファックス |  |
| ホームページ |  |
| 担当者Ｅメール |  |
| 担当者氏名 |  |
| 担当者の部署･役職 |  |
| 担当者電話番号 |  |
| 採用分野と採用人数 |  |
| フェア参加費 | □A方式(300,000円) □B方式（参加費なし。成功報酬一人当150,000円） |

本フェア開催要項と参加約定に同意し、お申込みと契約をいたします。

20　　　　年　　　　　月　　　　　日

担当者　　 　　　　　　 　 　　　　 　 　　（印）

●主催者――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

社団法人韓日協会　　理事長　宋　富永　（捺印は省略し契約とします）

ソウル特別市瑞草区江南大路381、（斗山ビル709号）

TEL．82－2－3452－5999　 FAX．82－2－552-1062　Ｅメール：koja@kojafair.org

**＜2025年春（第10回）日本留学＆就職フェアin Seoul参加約定＞**

 **第１条(用語の定義)**

1.「フェア参加者」とは、本フェア参加のために参加申込書を提出した会社、機関、団体や個人をいう。

2.「フェア」とは、本参加申込み/契約書上に明示されたフェアをいう。

3.「主催者」とは、ソウル市瑞草区江南大路381（斗山709号）社団法人韓日協会をいう。

**第２条(参加申込み及び参加費の納付)**

1.フェア参加者は、フェア参加申込書を提出し、主催者からの指定期日までに参加費の全額を支払わなければならない。

3.フェア参加者が参加費を指定された期間内に納付しない場合、主催者は参加の約定を解約することができろ。

**第３条(ブース割当)**

1.主催者は、展示場の規模、特性等を考慮しまた参加機関・企業の特性などを考慮し主催者の判断でブース割り当てを決める。

2.主催者は効率的な展示の開催のために既に配置されたブースの位置、規模などを任意に変更でき、参加者は変更結果に対する異議提起や補償などを要求することができない。

**第４条(設置・撤去)**

1.ブースの設置及び撤去は主催者が責任を持って行うが、フェア参加者は決められた開場時間を越えてブースを使用してはならない。

2.全ての装置物は展示規模や位置などを考慮して主催者が指定した範囲以上を超えることはできない。

**第５条(保険、保安及び安全)**

フェア参加者は展示期間中に搬入設置するすべての機材及び展示品について保険を掛けることができる。主催者はフェア参加者や参観客の安全を保護するため、展示場警備を運用するが、フェア参加者のすべての物品の盗難、破損、紛失などに対する責任はフェア参加者が負担する。

**第６条(展示品の制限および展示室管理)**

1.フェア参加者が明示した展示品のうち、主催者は展示会の性格と背馳される展示品について展示を制限することができる。

2.フェア参加者の活動は割り当てられたブース以内でなければならない。

3.展示品の紛失および毀損、盗難などと関連して諸般事項に対する責任はフェア参加者にある。

**第７条(展示ブース譲渡の禁止)**

フェア参加者は主催者の書面同意なしには、割り当てられた展示面積の全部又は一部を他人に譲渡することはできない。

**第８条(参加キャンセル及び規模変更による違約金)**

1.フェア参加者が約定した展示ブース全部又は一部の使用をキャンセルする場合、フェア参画者は直ちに主催者に書面によりキャンセルを通告しなければならない。

2.フェア参加者が参加申込み及び契約書提出の後、参加をキャンセルしたり、規模を縮小する場合には、下記に定めた違約金相当額を参加キャンセル後、15日以内に主催者に納付しなければならない。

─フェア参加申込み日からフェア参加申込み締切日の期間中にキャンセルする場合、キャンセル料はゼロとする。

─フェア参加申込み締切日からフェア参加費納付締切日までキャンセルする場合、キャンセル料は申込み参加費の20％とする。

─フェア参加費納入締切日から開催日までにキャンセルする場合、キャンセルによる違約金は100％とし、参加費の返金はゼロとする。

**第10条(フェアの取り消し又は変更)**

1.主催者が国家危機状況や天災地変など不可抗力的な事情で開催日及び場所を変更したり、縮小または取り消しする場合、フェア参加者は参加申込みと関連した補償を請求することはできない。

2.上記1項の事情により主催者がフェアを取り消しする場合、参加者が納入した参加費は全額返金する。

**第12条(紛争解決)**

本契約書の解釈について主催者とフェア参加者の間に発生する紛争及びその他の双方の権利と義務に関する紛争は、大韓商事仲裁院の仲裁、判定に従うことにし、その判定について裁判所に提訴することができない。

**第13条（参加成果費）**

本フェアに参加費なしで参加を申し込まれた企業は、フェア参加により採用が決まった場合、一人当たり150,000円の成功報酬としての「成果参加費」を支払うことにする。支払いの時期は採用の内定が決まった時期とする。―以上―